

**令和4年第3回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**

**(追加分)**



## 資料一覧表

(令和4年9月26日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	31	泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	32	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	7



議案第31号補助資料 泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(所掌事務) 第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。</p> <p>(組織) 第21条 再調査委員会は、委員<u>3人</u>以内で組織する。 2 委員は、<u>学識経験者</u>その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p><u>3</u> 当該調査に係る事案について特別の利害関係を有する者は、委員となることができない。</p> <p>(任期) 第22条 <u>委員</u>の任期は、市長が<u>任命</u>したときから、当該諮問に係る調査が終了するときまでとする。</p> <p>(準用) 第23条 第6条、第8条、第10条、第16条(第2項を除く。)及び第17条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第8条中「会長」とあるのは「<u>委員長</u>」と、<u>第10条中「教育委員会」とあるのは「委員長」と、第16条中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(所掌事務) 第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果及び児童生徒がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する<u>事項</u>について必要な調査審議を行う。</p> <p>(組織) 第21条 再調査委員会は、委員<u>7人</u>以内で組織する。 2 委員は、<u>法律、医療、心理、福祉、教育等</u>に関して専門的な知識及び経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。 <u>3 再調査委員会は、前条に規定する調査を補助させるために必要があるときは、調査補助員を置くことができる。</u> <u>4 調査補助員は、委員を補佐し、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</u> <u>5 当該調査に係る事案について特別の利害関係を有する者は、委員及び調査補助員(次条において「委員等」という。)となることができない。</u></p> <p>(任期) 第22条 <u>委員等</u>の任期は、市長が委嘱したときから、当該諮問に係る調査が終了するときまでとする。</p> <p>(準用) 第23条 第6条、第8条、第10条、第16条(第2項を除く。)及び第17条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条及び第8条中「会長」とあるのは「<u>委員長</u>」と、<u>第10条及び第16条中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第17条中「委員」とあるのは「委員等」と読み替えるものとする。</u></p>



議案第32号補助資料 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後		
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）		
(略)		(略)		
開票立会人	日額 11,500円	開票立会人	一選挙	11,500円
選挙立会人	日額 11,500円	選挙立会人	一選挙	11,500円
(略)		(略)		
情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員	日額 7,500円	情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員		日額 7,500円
いじめ再調査委員会委員	日額 7,500円	いじめ再調査委員会委員	会議に出席する場合	日額 11,000円
都市計画審議会委員及び臨時委員	日額 7,500円		調査、調査により収集した情報の検証、報告書の作成等を行う場合	時間額 11,000円
(略)		いじめ再調査委員会調査補助員		時間額 11,000円
		都市計画審議会委員及び臨時委員		日額 7,500円
		(略)		

